

介護予防支援事業内容

事業所名	金沢市地域包括支援センター ひろおか						
事業の種類	介護予防支援事業	介護保険事業所番号 1700100108					
事業所の所在地	石川県金沢市広岡2丁目1番7号						
事業所連絡先	076-234-2129	管理者	竹林 佑				
運営方針	<p>契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて契約者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から統合的かつ効率的に提供されるよう努めます。</p> <p>契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って、契約者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。</p> <p>事業の運営に当たっては、市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定居宅介護予防サービス事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みとの連携に努めます。</p>						
サービス内容	<p>①介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成</p> <p>②介護予防サービス計画作成後の便宜の供与</p> <p>③介護予防サービス計画の変更</p> <p>④施設の情報提供</p>						
通常の事業の実施地域	金沢市長田、戸板、西区域						
営業日	月曜日～土曜日（但し24時間電話対応します）						
営業時間	8：30～17：30						
従業者の職種、員数	<p>・管理者：1名（兼務） ・主任介護支援専門員：1名 ・社会福祉士：2名</p> <p>・保健師：1名 ・介護支援専門員：1名 ・認知症地域支援推進員：1名 ・事務職員：1名</p>						
緊急時の対応方法	サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、緊急機関等への連絡を行います						
苦情相談窓口	<p>担当者：竹林 佑（管理者）</p> <p>連絡先：076-234-2129</p>						
利用料 (1ヶ月あたり)	<p>■介護予防支援費 ※介護保険から全額給付されるため、自己負担はございません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>要支援1</td> <td>要支援2</td> </tr> <tr> <td>442単位</td> <td>442単位</td> </tr> </table> <p>■その他加算：（※ご利用状況に応じて加算が付加されます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回加算300単位 ・委託連携加算：300単位 <p>※ 金沢市は厚生労働省で定める地域区分7級地であり、地域単価は1単位 10.21円になります。</p>			要支援1	要支援2	442単位	442単位
要支援1	要支援2						
442単位	442単位						
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> サービスの提供時に、担当の職員を決定します。 事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。その場合には、契約者に対してサービス上の不利益が生じないよう、十分に配慮するものとします。 選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適切と認められる情報及びその他の交替を希望する理由を明らかにした上で、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。その際、特定の担当職員の指名はできません。 事業者は、介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。この場合、事業者は、事前に契約者及び家族等に対し、委託先や委託する内容について説明するものとします。 						

介護予防支援事業内容

事業所名	金沢市地域包括支援センター きたづか						
事業の種類	介護予防支援事業	介護保険事業所番号 1700100124					
事業所の所在地	石川県金沢市北塚町西440番地						
事業所連絡先	076-240-4604	管理者	大森 さつき				
運営方針	<p>契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて契約者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から統合的かつ効率的に提供されるよう努めます。</p> <p>契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って、契約者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。</p> <p>事業の運営に当たっては、市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定居宅介護予防サービス事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みとの連携に努めます。</p>						
サービス内容	<p>①介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成</p> <p>②介護予防サービス計画作成後の便宜の供与</p> <p>③介護予防サービス計画の変更</p> <p>④施設の情報提供</p>						
通常の事業の実施地域	金沢市安原・二塚 区域						
営業日	月曜日～土曜日（但し24時間電話対応します）						
営業時間	8：30～17：30						
従業者の職種、員数	<p>・管理者：1名（兼務） ・主任介護支援専門員：2名 ・社会福祉士：2名</p> <p>・保健師：1名 ・認知症地域支援推進員：1名 ・事務職員：1名</p>						
緊急時の対応方法	サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、緊急機関等への連絡を行います						
苦情相談窓口	<p>担当者：大森 さつき（管理者）</p> <p>連絡先：076-257-7878</p>						
利用料 (1ヶ月あたり)	<p>■介護予防支援費 ※介護保険から全額給付されるため、自己負担はございません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>要支援1</td> <td>要支援2</td> </tr> <tr> <td>442単位</td> <td>442単位</td> </tr> </table> <p>■その他加算：（※ご利用状況に応じて加算が付加されます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回加算300単位 ・委託連携加算：300単位 <p>※ 金沢市は厚生労働省で定める地域区分7級地であり、地域単価は1単位 10.21円になります。</p>			要支援1	要支援2	442単位	442単位
要支援1	要支援2						
442単位	442単位						
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> サービスの提供時に、担当の職員を決定します。 事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。その場合には、契約者に対してサービス上の不利益が生じないよう、十分に配慮するものとします。 選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適切と認められる情報及びその他の交替を希望する理由を明らかにした上で、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。その際、特定の担当職員の指名はできません。 事業者は、介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。この場合、事業者は、事前に契約者及び家族等に対し、委託先や委託する内容について説明するものとします。 						

介護予防支援事業内容

事業所名	金沢市地域包括支援センター きしかわ						
事業の種類	介護予防支援事業	介護保険事業所番号 1700100017					
事業所の所在地	石川県金沢市岸川町ほ5番地						
事業所連絡先	076-257-7878	管理者	北川 裕梨				
運営方針	<p>契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて契約者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から統合的かつ効率的に提供されるよう努めます。</p> <p>契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って、契約者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。</p> <p>事業の運営に当たっては、市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定居宅介護予防サービス事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みとの連携に努めます。</p>						
サービス内容	<p>①介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成</p> <p>②介護予防サービス計画作成後の便宜の供与</p> <p>③介護予防サービス計画の変更</p> <p>④施設の情報提供</p>						
通常の事業の実施地域	金沢市森本区域						
営業日	月曜日～土曜日（但し24時間電話対応します）						
営業時間	8：30～17：30						
従業者の職種、員数	<p>・管理者：1名（兼務） ・主任介護支援専門員：1名 ・社会福祉士：2名</p> <p>・保健師：1名 ・介護支援専門員：1名 ・認知症地域支援推進員：1名 ・事務職員：1名</p>						
緊急時の対応方法	サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、緊急機関等への連絡を行います						
苦情相談窓口	<p>担当者：北川 裕梨（管理者）</p> <p>連絡先：076-257-7878</p>						
利用料 (1ヶ月あたり)	<p>■介護予防支援費 ※介護保険から全額給付されるため、自己負担はございません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>要支援1</td> <td>要支援2</td> </tr> <tr> <td>442単位</td> <td>442単位</td> </tr> </table> <p>■その他加算：（※ご利用状況に応じて加算が付加されます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回加算300単位 ・委託連携加算：300単位 <p>※ 金沢市は厚生労働省で定める地域区分7級地であり、地域単価は1単位 10.21円になります。</p>			要支援1	要支援2	442単位	442単位
要支援1	要支援2						
442単位	442単位						
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> サービスの提供時に、担当の職員を決定します。 事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。その場合には、契約者に対してサービス上の不利益が生じないよう、十分に配慮するものとします。 選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適切と認められる情報及びその他の交替を希望する理由を明らかにした上で、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。その際、特定の担当職員の指名はできません。 事業者は、介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。この場合、事業者は、事前に契約者及び家族等に対し、委託先や委託する内容について説明するものとします。 						